

平成28年門真市教育委員会第5回定例会

開催日時 平成28年5月27日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第23号 平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について
- 日程第4 議案第24号 門真市社会教育委員の委嘱について
- 日程第5 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

出席委員

教育長	三宅 奎介
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子

事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
学校教育部長	満永 誠一
学校教育部次長	山口 勘治郎
学校教育部総括参事	成田 明子
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	三村 泰久
学校教育部学校教育課参事	高山 拓也
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	杉井 信夫
生涯学習部長	柴田 昌彦
生涯学習部次長	岡 一十志
生涯学習部生涯学習課長	牧藪 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	十河 大輔

生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部長	河合 敏和
こども未来部次長	南野 晃久
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	花城 勉
こども未来部	
こども発達支援センター長	宮下 勝仁

三宅教育長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

三宅教育長より 長澤 信之 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 議案第23号 平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について
説明者 西岡教育総務課長

まず、歳出からご説明いたします。

議案書2ページをご覧ください。

款：教育費・項：保健体育費・目：体育施設費908万5千円の増額は、(仮称)市立総合体育館建設事業において、消防設備等の変更並びにシャワー料金設備の設置等に伴うものであります。

次に、歳入であります。

款：繰入金・項：基金繰入金・目：まちづくり整備基金繰入金8万4千円及び款：市債・項：市債・目：教育債900万円の追加は、(仮称)市立総合体育館建設事業において、歳出予算を増額することに伴い、まちづくり整備基金の繰入れ及び住宅市街地総合整備事業債をそれぞれ充当するものであります。

次に、地方債の変更であります。

議案書 3 ページをご覧ください。

(仮称)市立総合体育館建設事業の変更等に伴い、住宅市街地総合整備事業債900万円を増額するため地方債表を変更するものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第24号 門真市社会教育委員の委嘱について

説明者 牧菌生涯学習課長

議案書 4 ページ及び 5 ページをご覧ください。

本議案につきましては、門真市立第五中学校長川崎誠剛委員及び門真市立砂子小学校長背戸利子委員の退任に伴い、その後任として門真市立第二中学校長仲谷悦子氏及び門真市立脇田小学校長の場久美子氏を社会教育法第15条第2項並びに門真市社会教育委員条例第2条及び第3条の規定に基づき委嘱するものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間とし、教育委員会の議決後から28年7月31日までとするものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

諸報告

三宅教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 平成28年度門真市教育研究指定校について

説明者 杉井学校教育課参事

教育研究指定校制度は、指導方法の工夫改善や生徒指導等、特色ある教育研究活動に積極的に取り組む学校に対して、1校あたり20万円から30万円の予算補助を行い、研究推進をサポートする

ものです。

28年度は、沖小学校、速見小学校、第三中学校、五月田小学校、第七中学校、門真はすはな中学校、新規としまして大和田小学校、北巢本小学校、東小学校の9校を研究指定校として決定いたしました。各校の研究主題と要旨は、一覧のとおりでございます。

なお、沖小学校、速見小学校、第三中学校は、28年度が研究指定最終年度となりますので、一覧表にございますとおり研究成果を市内に発表する予定です。また、第七中学校、門真はすはな中学校は、2年目の中間発表を行う予定でございます。

番号2 児童家庭相談件数について 説明者 三宅子育て支援課長

諸報告資料2ページをご覧ください。

本件は、27年度に、家庭児童相談センターにおいて対応した児童家庭相談件数の内訳となっております。

(1) 児童相談種別対応件数についてですが、相談種別といたしましては、6項目ございまして、養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他相談となっております、相談合計件数は1,046件となっております。

また、再掲の「児童虐待通告」264件は「養護相談の児童虐待相談」の中で、情報収集した後、緊急性が高いと判断し、児童虐待の通告として対応を行った延べ件数となっております。

次に(2) 児童相談種類別児童受付数ですが、対応件数における年齢別集計となっております。中でも、就学前児童における、児童虐待相談が373件と全体の約47%となっており、次いで小学生が251件と全体の約32%となっております。

次に、3ページの養護相談 児童虐待相談(★)につきましては、(1) 虐待相談の主な虐待者となっており、実母が629件と全体の80%となっております。

また、(2) 被虐待児の年齢・相談種別につきましては、2ページの養護相談・児童虐待相談(★)における、年齢別の虐待種別毎の件数となっており、中でも、「ネグレクト」がすべての年齢で高くなっているのが特徴となっております。

資料はございませんが、27年度との比較と致しまして、相談件

数全体としては約100件の増加となっております。各種相談の微減微増と合わせて、児童虐待相談につきましては168件の増加となりました。

その内容としましては、居所実態が把握できない児童の調査及び発見、夫婦間のDVにおいて児童の面前で行うことが、新たに児童虐待であるとの定義となった事に伴う件数の増加、また、児童虐待防止に係る周知啓発活動において、関係機関等や市民意識の向上により「通告」をされる件数の増加に伴うものとなっております。

児童虐待相談件数の増加につきましては、児童を取りまく環境において不適切な家庭の増加であるとの認識から、悲観する声も上がる一方で、相談や通告をきっかけとして、その家庭のSOSをいち早くキャッチし、児童やその保護者との関係づくりの一つの手段となっていることから、一定前向きに捉えている部分もございます。

番号3 門真市立総合体育館利用料金に関する規則の制定について

説明者 十河スポーツ振興課長

諸報告資料4ページをご覧ください。

本件は、門真市立総合体育館条例第14条第1項の利用料金について必要な事項を定めるにつき、本規則の制定を行ったものでございます。

規則の主な内容であります。第1条では規則の趣旨を、第2条では利用料金の納付の特例として、条例上は利用許可を受けた際に利用料金を支払うこととしておりますが、予約システムを利用して利用許可を受けた利用者の場合にあっては、口座振替での支払もしくは利用開始前までの支払いを認める規定を、併せて駐車場の利用者にあつては、車両を出す際に利用料金を支払っていただく規定を置いております。

次に第3条では利用料金の還付の基準といたしまして、利用予定日の10日前までに利用を辞退した場合は、全額を還付、利用予定日の10日前を過ぎて前日までの間に辞退した場合は、半額を還付など、それぞれの理由によって還付する額を定めております。

次に第4条では利用料金の減免の基準といたしまして、市又は教育委員会が主催または共催する行事、また、主に障害者で構成される団体が利用する場合などは、全額免除主に中学生以下または主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合、また、市内在住・在勤・在学の者で、障害者、中学生以下または65歳以上の高齢者が個人で利用する場合などは、半額減免、社会教育関係団体や地域で活動する団体が主催する行事の場合は、利用料金の3割を減免することができる旨をそれぞれ規定しております。

最後に第5条では、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定めることとしており、附則といたしまして、第1項では本規則の施行日は条例の施行の日からとしており、第2項では、教育委員会による管理を行う場合の特例措置をそれぞれ規定しております。

なお、7ページ及び8ページには具体の様式についてそれぞれ規定しております。

—すべての報告が終了—

桜井委員： 2番目の児童家庭相談件数についてお伺いしたいと思います。
2つあります。

3ページの児童虐待相談の主なというところで、これは虐待者ではなく相談者ではありませんか。相談者全員が虐待者になっているので、怖いと思いました。

もう一つは、この相談の内容のとりわけ学校教育と重なる7歳から12歳の傾向を教えてください。

三宅子育て支援課長： まず、3ページの(1)の虐待相談の主な虐待者については、福祉行政報告例をそのまま掲載してありまして、その取り扱いが虐待相談の主な虐待者という表記になっているので、そのまま引用しております。

もう1点は、学齢期の児童の相談内容でよろしいでしょうか。

学校との連携といたしまして、児童虐待の発見の報告をいただくことが、多いと思われまして、それが3ページ(2)被虐待児の年齢・相談種別として載っていますが、学校ではケガ・あざの発見があった場合は家庭児童相談所センターに連絡をいただいております。また、ネグレクトにつきましても、子どもの学校での関

わりにおいて家庭的背景が困難な状況であったり、保護者への関わりにおいて相談をいただくことが多いように思います。

桜井委員： 福祉行政報告例の引用で虐待者ということですが、もしそうだとしたら、引用元がとてもよろしくないかと思います。

相談者がみんな虐待者ではないと思いますので、考え直していただきたいと思います。

それから7歳から12歳の251ケースということですが、貧困関連の調査にも関わるとは思います。小学生のネグレクトが143とダントツというのが、貧困がらみの複合的な要因ですね、それが今まで家庭的と言われてきましたが、それがもう少し詳しく分かればいいと思います。先月年収100万以下の家がたくさんあるということが明らかになったことと重なるのかなと思うので、とりわけここで学校教育課と一緒にできるようになったので、そこを少し早めに精査できたらいいかなと思います。

三宅子育て支援課長： 今後におきましては学校教育課と連携して、見守りも依頼しながら、子育て支援課も一緒に対応していきたいと思っております。家庭的背景というところが、貧困にも繋がっているというところは、こども政策課が中心となって、今後アンケートの予定もありますので、事業計画という形で反映させるかというところも踏まえて、連携していきたいと思っております。

桜井委員： 意見だけです。その次が大事です。貧困ということが分かって、個別対応ではなくて、構造的な話で組み立てるようにお願いします。

三宅教育長

閉会宣言 午後2時30分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 三宅 奎介

署名委員 長澤 信之